

公 募 公 告

福井県立恐竜博物館令和8年度特別展「竜脚類 ～大地を揺るがした地上最大の生き物～」開催における会場制作・運營業務委託について企画提案書を公募するので、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

「竜脚類」実行委員会
委員長 谷川 由美子

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務の名称
福井県立恐竜博物館令和8年度特別展開催における会場制作・運營業務委託
- (2) 公告業務の内容
福井県立恐竜博物館令和8年度特別展開催における会場制作・運營業務委託にかかる企画提案仕様書のとおり（以下、「仕様書」という。）
- (3) 委託上限額
92,000千円（消費税および地方消費税を含む。）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年11月27日（金）まで

2 応募資料の交付

仕様書等の応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和8年4月1日（水）から令和8年4月7日（火）まで（土・日を除く。）の午前9時から午後5時まで
② 交付場所	福井県立恐竜博物館 （福井県勝山市村岡町寺尾51-11）
③ 交付資料	ア 仕様書 イ 参考図面 ウ 契約書（案）
④ 交付方法	上記場所での手交または福井県立恐竜博物館のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。 URL - https://www.dinosaur.pref.fukui.jp/

3 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。共同企業体の場合は、構成するすべての者が要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- イ 福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格を有する者であること
- ウ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- エ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者

でないこと

オ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
カ 提案を求める業務と同種および規模をほぼ同じとする業務（博物館・美術館等において特別展等の会場制作・運営）を履行した実績を有する者であること

キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

ケ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

コ その他、実行委員会との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

①提出期限	令和8年4月7日（火）午後5時まで（必着）
②提出方法	持参または郵送すること。郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないように配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
③提出先	〒911-8601 福井県勝山市村岡町寺尾51-11 福井県立恐竜博物館サービス推進課（実行委員会事務局）
④提出書類	ア 企画提案参加申込書（様式1） イ 企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（企業案内等） ウ 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し エ 過去に実施した同種または類似業務の概要（様式2） オ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納のない旨の証明書 カ 応募資格誓約書（様式3）
⑤提出部数	1部
⑥その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはいししない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年4月10日（金）までに通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式4）により、令和8年4月6日（月）午後5時までに福井県立恐竜博物館あて、電子メールにて提出すること。

5 企画提案書の提出

① 提出期限	令和8年4月24日（金）午後5時まで（必着）
② 提出方法	持参または郵送すること。郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
③ 提出先	〒911-8601 福井県勝山市村岡町寺尾51-11 福井県立恐竜博物館サービス推進課（実行委員会事務局）
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可））
⑤ 提出部数	10部
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

福井県立恐竜博物館令和8年度特別展「竜脚類」会場制作・運営業務選定審査会（以下「審査会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査方法

参加者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託先候補者とする。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託先候補者としての適否を判断する。

なお、参加申込が多数であった場合、1次審査として書類審査を行う場合がある。この場合、企画提案書の提出締切後、参加者に対して通知する。

審査は実行委員会が指定する場所で行うこととし、プロジェクターおよびスクリーンは実行委員会が準備する。ただし、デモ映像再生等に特殊な機材を必要とする場合など、必要に応じて参加者が一式用意することを妨げない。

(3) 結果の通知

結果については、採否にかかわらず応募者全員に通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

実行委員会は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、実行委員会は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、実行委員会に協議のうえ、書面によりその承諾を得ること。

9 その他

- (1) この公告にかかる一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。
- (4) この企画提案に係る参加報酬は支払わない。

10 問合せ先

〒911-8601 福井県勝山市岡町寺尾51-11
福井県立恐竜博物館 サービス推進課（実行委員会事務局）
電話：0779-88-0120、FAX：0779-88-8700
電子メール：dinosaur-museum@pref.fukui.lg.jp
（土・日・休館日を除く、午前9時から午後5時まで）